

第7節 図画工作

1 改訂の趣旨及び要点

図画工作科の改訂の基本的な考え方は次のとおりである。

- ・ 表現及び鑑賞の活動を通して、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを一層重視し、目標及び内容を改善・充実する。
- ・ 造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させながら育成できるように、目標及び内容の改善・充実を図る。

2 目標及び内容

(1) 目 標

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- ② 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- ③ つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

目標は次のような視点を重視して改善が図られている。

ア 生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力の育成を一層重視することを示す。

イ 育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して示す。

ウ 図画工作科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「造形的な見方・考え方」を働かせることを示す。

エ 育成を目指す資質・能力の三つの柱のそれぞれに「創造」を位置付け、図画工作科の学習が造形的な創造活動を目指していることを示す。

(2) 内 容

ア 表現領域の改善

(ア) A 表現

「表現の活動を通して、発想や構想に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」

「表現の活動を通して、技能に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。」

※「思考力、判断力、表現力等」と「技能」の観点から整理されている。その上で「造形遊びをする活動」と「絵や立体、工作に表す活動」の指導事項の違いが明確にされ、それぞれの活動を通して、「思考力、判断力、表現力等」や「技能」

を身に付けることができるようになっている。

イ 鑑賞領域の改善

(7) B 鑑賞

「鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」

※「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理されている。

ウ〔共通事項〕の改善

(7) 表現及び鑑賞の活動において共通に必要な資質・能力である〔共通事項〕が、「知識」と「思考力、判断力、表現力等」の観点から整理されている。

(イ)〔共通事項〕(1)「ア 自分の感覚や行為を基に、形や色などの造形的な特徴を理解すること。」など、「知識」として位置付けられている。

(ウ)〔共通事項〕(1)「イ 形や色などの造形的な特徴を基に、自分のイメージをもつこと。」など、「思考力、判断力、表現力等」として位置付けられている。

3 指導計画の作成と内容の取り扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

イ 「A 表現」及び「B 鑑賞」の関連

各学年の内容の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導については相互の関連を図るようにすること。ただし、「B 鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようにすること。

ウ〔共通事項〕の取扱い

各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ 「A 表現」の(1)、(2)の関連と指導に配当する授業時数

各学年の内容の「A 表現」については、造形遊びをする活動では、(1)のア及び(2)のアを、絵や立体、工作に表す活動では、(1)のイ及び(2)のイを関連付けて指導すること。その際、(1)のイ及び(2)のイの指導に配当する授業時数については、工作に表すことの内容に配当する授業時数が、絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおおよそ等しくなるように計画すること。

オ 共同してつくりだす活動

各学年の内容の「A 表現」の指導については、適宜共同してつくりだす活動を取り上げるようにすること。

カ 作品などの特質を踏まえた「B 鑑賞」の指導

各学年の内容の「B 鑑賞」においては、自分たちの作品や美術作品などの特質を踏まえて指導すること。

キ 低学年における他教科等や幼児教育との関連

低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（別紙参照）との関連を考慮すること。特に、小学

校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

ク 障がいのある児童への指導

障がいのある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

ケ 道徳科などとの関連

教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第4章特別の教科道徳に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 内容の取り扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

ア 児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅をもたせるようにすること。

イ 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が〔共通事項〕のアイとの関わりに気付くようにすること。

ウ 〔共通事項〕のアの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じて、その後の学年で繰り返し取り上げること。

(ア) 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

(イ) 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組合せによる感じ、色の明るさなどを捉えること。

(ウ) 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

エ 各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養うようにすること。

オ 各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにすること。

カ 材料や用具については、次のとおり取り扱うこととし、必要に応じて、該当学年より前の学年において初歩的な形で取り上げたり、その後の学年で繰り返し取り上げたりすること。

(ア) 第1学年及び第2学年においては、土、粘土、木、紙、クレヨン、パス、はさみ、のり、簡単な小刀類など身近で扱いやすいものを用いること。

(イ) 第3学年及び第4学年においては、木切れ、板材、釘、水彩絵の具、小刀、使いやすいのこぎり、金づちなどを用いること。

(ウ) 第5学年及び第6学年においては、針金、糸のこぎりなどを用いること。

キ 各学年の「A表現」の(1)のイ及び(2)のイについては、児童や学校の実態に応じて、児童が工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験ができるようにすること。

ク 各学年の「B鑑賞」の指導に当たっては、児童や学校の実態に応じて、地域の美術館などを利用したり、連携を図ったりすること。

ケ 各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、「思考力、判断力、表現力等」を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点として、感じたことや思ったこと、考えたことなどを、話したり聞いたり話し合ったりする、言葉で整理するなどの言語活動を充実すること。

コ コンピュータ、カメラなどの情報機器を利用することについては、表現や鑑賞の活動で使う用具の一つとして扱うとともに、必要性を十分に検討して利用すること。

サ 創造することの価値に気づき、自分たちの作品や美術作品などに表れている創造

性を大切にすることを養うようにすること。また、こうした態度を養うことが、美術文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

4 移行措置の内容

平成30・31年度の図工の指導に当たっては、その全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができる。

5 移行期間中の留意事項

実際に新小学校学習指導要領による場合には、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに、所要の授業時数を確保して指導が行われるようにすること。

6 特に配慮すべき事項

目標及び内容が2学年まとめて示されているため、特に平成31年度の指導に当たっては、翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、円滑に移行できるようにすること。